

# JIS

## 環境条件の分類－第 3-3 部： 環境パラメータ及びその厳しさのグループ別 分類－屋内固定使用の条件

JIS C 60721-3-3 : 2024

(IEC 60721-3-3 : 2019)

(JSA)

令和 6 年 9 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩本光正	東京工業大学名誉教授
(委員)	加藤有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	辻勝也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	西原敏之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	馬場旬平	東京大学
	松木隆典	電気事業連合会
	南裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本吉高行	一般社団法人電気学会
	若月壽子	主婦連合会
	綿貫宏樹	一般社団法人日本電機工業会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.11.20 改正：令和 6.9.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.9.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般事項	2
5 環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類	3
5.1 一般	3
5.2 気象条件 (K)	3
5.3 特別な気象条件 (Z)	4
5.4 生物的条件 (B)	4
5.5 化学的に活性な物質 (C)	4
5.6 機械的に活性な物質 (S)	5
5.7 機械的条件 (M)	5
附属書 A (参考) 気温、相対湿度及び絶対湿度の相互依存関係	7
附属書 B (参考) 地震環境の定義	8
参考文献	10
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60721-3-3:1997** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 環境条件の分類—第 3-3 部：環境パラメータ及び その厳しさのグループ別分類—屋内固定使用の条件

## Classification of environmental conditions—Part 3-3: Classification of groups of environmental parameters and their severities—Stationary use at weatherprotected locations

### 序文

この規格は、2019 年に第 3 版として発行された IEC 60721-3-3 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、屋内固定使用のために設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさの分類について規定する。

この規格で定める環境条件は、製品の性能に直接影響を及ぼす可能性があるものに限定し、そのような環境条件だけを考える。製品に対する環境条件の影響については、特に規定しない。

爆発の危険性、製品内部の環境条件、消火及び電離放射線に直接関係する環境条件は、この規格から除外する。その他の予測されない事象もこの規格から除外する。それらが発生する可能性は、特別な場合とみなすことが可能である。この規格は、建築基準、条例又は規制の対象となる装置には適用しない。

屋外固定使用の条件、携帯及び移動使用の条件、車載機器及び船舶搭載機器の条件、保管及び輸送の条件、並びに製品内部の環境条件は、JIS C 60721-3 規格群の他の規格に規定される。

この規格は、広い適用分野を包含した環境条件を、限定した数に分類している。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60721-3-3:2019, Classification of environmental conditions—Part 3-3: Classification of groups of environmental parameters and their severities—Stationary use at weatherprotected locations (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項